

「アーカイブ」の流転・展開・拡張

小川千代子

はじめに

アーカイブは英語 archive(s) の音訳カタカナ語であって、「アーカイブ」「アーカイブズ」「アーカイブス」がある。筆者は1980年ごろからこの archive(s) という英語の単語をキーワードとしてこの世界に入った。その後、1997年文書館用語集、2003年アーカイブ事典、2015年アーカイブ基礎資料集を出版したが、振り返ればアーカイブの意味するところは少しずつ、しかし確実に変化してきている。本稿では「アーカイブ」の語の意味の変化の跡を流転・展開・拡張の三期に区分して確認し、今後を展望する¹。なお、文脈の都合でアーカイブ、記録、文書、記録物、記録資料等々の用語を適宜に用いたことを、読者にはご容赦賜りたい。

I. 「アーカイブ」の流転

古典的アーカイブの時代～文書館、古文書館、アルカイヴ～

1971年、文庫クセジュから『文書館』² が出版された。中扉下には原題 les archives (レ・ザルシーブ)、著者名等が記されている(次頁図1)

1 管見の限り、本稿で扱う日本語「アーカイブ(ズ)」の意味の変化についての先行記述としては、塩川伸明のブログ (<http://www7b.biglobe.ne.jp/~shikawa/notes/arkhiv.htm>, 2016-12-27確認) に研究ノート「アーカイヴ(アーカイブ)」という言葉について(2009年2月up)が見られる。また、本稿で注2, 3, 4, 5に引用・参照する文献、並びに1990年代末から21世紀初頭のアーカイブ(ズ)定義を集めた本稿末尾の付録「アーカイブ定義集成」には、それぞれの文献が著された当時、各著者による「アーカイブ(ズ)」の語の定義が示されている。しかし、アーカイブの語の意味の変化をとらえることを意図したものではない。なお、アーカイブ(ズ)の類縁各国語を紹介したものとしては、後掲注5の他、上記塩川ブログ、拙著『アーカイブを学ぶ』(岩田書院、2007)7～15頁「1. アーカイブとは」などがある。

2 ジャン・ファビエ著、永尾信之訳 文書館、白水社文庫クセジュ、153頁、東京、1971年

ものの、本文中では統一的に「文書館」（もんじょかん）の語が用いられており、「アーカイブ」はみあたらない。原著者ジャン・ファビエは、英語を話すのを潔しとしないフランス人であったこと、本書が日本で発行されたのが1971年と、まだ「アーカイブ」が普及する前であったことなどから、同書に本稿タイトルに掲げた「アーカイブ」というカタカナ語が登場しないのは無理からぬことと推測する。



図1 『文書館』の中扉

この『文書館』以前を振り返るなら、久米邦武『米欧回覧実記』³に見えるイタリア・ベネチアの「アルチーフ」があげられる。字面では「アーカイブ」ではないが、日本人として文書館を紹介した最初の記録とも言われる⁴。下って大正13年、歴史学者の三浦周行が「欧米の古文書館」⁵を著した。三浦は「アーカイブ」ではなく、アルカイヴ (archive)、アルカイヴィスト (archivist) の英語とともにフランス語、ドイツ語、オランダ語、イタリア語を例示し、さらにその語源をギリシア語、ラテン語に求めて紹介している。大正年間に英独仏伊蘭各国を訪れ、各地の古文書館を訪問調査した経験をもとにこの文献を著した。その冒頭の一節、「アルカイヴの本質」では、欧米のアーカイブについて概観し、併せて日本のアーカイブの夜明け前を描き出した。これを次に引用する。

3 久米邦武『特命全権大使米欧回覧実記』第4篇 欧羅巴大洲ノ部 中 第78巻 ロンバルデー及びベネチアの記 自5月27日至6月2日のうちの、明治6年5月29日の見学記、390～395頁。

4 高野修『日本の文書館』岩田書院ブックレット、44頁、1997年、東京

5 三浦周行「欧米の古文書館」『史林』第9巻第1、2、4号;第10巻第1号、大正13-14 (1923-1924) 年、京都

欧米諸国に於いて史学の研究上に利用されて多大の寄与をなしつつある諸機関の一つとしてアルカイヴ (archive) がある。此アルカイヴは我国に於て未だ其設けがなく、稀れにこれに類似するものがあつても、少数の関係者に独占されて居るのは遺憾である。といつて、是迄とても一部の史家からは其設立の希望を發表されたこともあるが、私が先きにも欧米諸国に赴いて親しく視察した結果は我国では折角彼れに学ぼうとする所謂アルカイヴなるものの本質が未だ充分に理解されて居ないといふことに思ひ当たつた。

我国でいふ古文書館は元來英語のアルカイヴの訳語であるが、仏語のアルシーヴ(archives)独語のアルヒーフ(archiv)蘭語のアーチーフ(archieff)伊語のアルキヰオ (archivio) 杯何れもその語源は一つであつて、希臘語の ἀρχεῖον⁶が、羅甸語の archium や archivum を経て、更には是等諸国語になつたのである。最初は長官の官舎を意味したものが、転じてそこに蔵せられる公文書の蒐集を意味するやうになり、裁判所その他の各官衙から都市大学、寺院等に至るまで、逐年増加した文書の蒐集をアルカイヴと称するに至つた。只一般にそれが最早不要となつて後日の参考の爲めに別置さるるものに限られ、現在使用されつつあるものはこれを除外するに一致して居る。而してこれを補完する人をアルカイヰスト (archivist) といふ。

さればアルカイヴは古文書の蒐集に相違はないけれども、其本質上公文書乃至半公文書(准公文書ともいへばいへる)に属するものである。勿論中には私人の書状もないではないが、それとて皆其古文書を出した官公署に關係を有たないものはなかつた。英吉利現代の古文書学者 Johnson 氏はアルカイヴに向かつて次の如き定義を下している。

Archives consist of one or more groups of documents no

6 ギリシャ文字は、筒井弥生「アーカイブズの語源アルケイオンについての一考察」(『人文・自然研究』Vol.9, 31-Mar-2015, 一橋大学大学教育研究開発センター、URL: <http://doi.org/10.15057/27152> (2016-10-20参照)) によつた。

longer in current use, each group of which has accrued in the custody of an individual or a department in the ordinary course of business, and forms an organic whole, reflecting the organization and history of the office which produced (ママ) it. The subsequent transfer of such custody does not affect the definition. 【アーカイブとは、現用でなくなった、ひとつ以上の資料群からなり、各資料群は個人または部局が通常の業務に従い蓄積されたものであり、その全体は、当該資料群を生成した事務所の組織及び沿革を反映する。その後に行われるこれら資料群の移送移管はこの定義から外れる。 (訳小川千代子)】

私はこれを以て最も穏当なる定義であると信ずる。現に欧米諸国に於ては至る処の官公署及びこれに準ずべきところにアルカイヴまたはこれに相当するものがある。試みにこの種の古文書の保存および研究に一頭地を抽いて居る仏蘭西を例に取るならば、Archives Nationalesがあるが、それ以外にも外務省、殖民省、陸軍省、海軍省、司法省、元老院、衆議院、警視庁、セーヌ県及びパリ市、公証人役場、オペラ・テートル、パリ大学杯、それぞれにアルシーヴがあつて、毎日一定の時間に開館して何人にでも閲覧を許すものもあれば、又一定の手続を経て許可を受けた人丈に閲覧させるものもある。

日本に於ては斯ういふ意味に於てのアルカイヴは、過去に於ても、現在に於ても、殆ど一つもないといつてよい。もちろん国立のアルカイヴに相当するものも現存せぬ。當にアルカイヴ其者が不在のみならず、其思想がないともいへる。或は史料編纂掛が多数の古文書を蒐集しつつあるを以てアルカイヴに相当一若しくは類似したものと思ふ人もあるらしいが、同掛は史料及び古文書を編纂出版する材料として、他の記録類と共に古文書をも蒐集するのであつて、其古文書は同掛で出来たものでなく、殆ど全部原本からの複写であつて、原本はそれぞれ其所有者に蔵されて居るのであるからアルカイヴとはもとより似ても似附かぬもので

ある。アルカイヴの古文書の蒐集は或る限られた範囲に行はるものであつて、決して一般的のものではない。それが歴史の材料とならうとも、乃至政治、経済、法律、軍事、文学、言論、美術、音楽等のあらゆる研究に資せられやうとも、アルカイヴ其者の予期せないところである。是等のアルカイヴは一般に公開されて居るから、その中には一般観覧者のために所蔵品の一部を陳列した Museum (Musée) が付属されて居て、英吉利ならば Nelson だとか Wellington だとか、仏蘭西ならば Robespierre だとか Voltaire だとかいつたやうな歴史上知名の人士の筆跡杯もそこに飾られては居るものの、アルカイヴとしては、必ずしも求めてこれを得た訳でもなく、自然に集つた書類の中から観覧者の注意を惹くために選り出されたといふ丈に過ぎないから、これを以て歴史博物館と見るはもちろん当つて居ない。アルカイヴを歴史上の参考となるべき一般の古文書を蒐集した古文書館と看做すは確に其本質を弁へぬものと謂ふべきであらう。

三浦がこの「欧米の古文書館」を著した1920年代ごろから、日本では古文書の保存・整理についての原則的取扱い方法が歴史学研究者の間で紹介されるようになったことを根拠に「欧米のアーカイバル・サイエンスの…考え方が「古文書学」のフィールドに形成されつつあった」とする見方がある⁷。しかし、この時期までは用語「アーカイブ (ズ)」は見当たらない。1957年の鈴木賢祐「文書館」(『土一金光図書館報』第48号、1957.5)は、日本最初の文書館である山口県文書館設立を導き出した文献である。これには英語archivesの解説が見られる。しかし、この段階でもカタカナ語の「アーカイブ (ズ)」は登場していない。

7 全史料協編『日本のアーカイブズ論』22-23頁、岩田書院、2003年、東京

II. 「アーカイブ」の展開

展開期における「アーカイブ」は、情報を固定化する動作と同時に、固定化された保存情報＝保存記録、さらにはその集合を保存する場所＝記録保存館やその仕事を担う役所＝記録管理院の意味をあらわすようになっていく。この様子をみていこう。

「アーカイブズ」の登場

「1980年代後半が、日本のアーカイブズ論の形成という観点からみると、いわば長い助走を終えて本格的なジャンプへの第一歩を踏み出す、そういう時期だったことは確かである。」という解説がある⁸。これは筆者の実感とも重なる。カタカナ表記の用語「アーカイブ」「アーカイブズ」が、文書保存にかかわる関係者の間に普及浸透するのは、1980年代である。

では、どのように普及浸透したのだろうか。たとえば、1985年には全史料協関東部会会報の表題が『アーキビスト』とされ、大阪府公文書館の機関誌が『大阪あーかいぶず』としてスタートした。これは、文書館関係者に「アーカイブズ」というカタカナ語そのものがある程度普及浸透したことの証左である。それとともに、それまでは古文書、文書館、公文書館の用語で言い表されていた資料や施設、更にはその研究分野（古文書学、文書館学、公文書館学）までもが、このころからカタカナ語で「アーカイブズ」「アーカイバル・サイエンス」「アーカイブズ学」と表現されるようになってきた。1999年には国立公文書館が逐次刊行物『アーカイブズ』の発行を開始した。文書館や公文書館とそこに働く人々の意識の中に、「アーカイブ」の用語がジワリと普及浸透したのである。公文書館＝アーカイブズという認識が明確に表れたのは機関の名称にアーカイブ（ズ）が用いられるようになった20世紀末から21世紀初頭にかけてといえる⁹。

8 前掲7、245頁

9 1999（平成11）年日本銀行が「日本銀行アーカイブ」を、2002（平成14）年熊本県本渡市（現在は天草市）が「天草アーカイブズ」を設立した。

コンピュータ用語としての「アーカイブ」

他方、「アーカイブ」というカタカナ語は、文書館とはまったく異なる分野で普及が始まっていた。文書館の関係者の間でアーカイブの用語が浸透し始めた1980年代、世界は情報化、コンピュータ化が急速に進んでいた。コンピュータの性能向上とともに、大型電子計算機はほどなくパソコンにとって代わられた。1990年代に入ると中央省庁では一人1台パソコンが実現し、ほどなく地方自治体にも浸透した。誰もがパソコンを使う業務環境が整備されていった。そうした環境下で、「アーカイブ」という言葉は意外なところで普及し始めた。コンピュータ用語に「アーカイブ」が出現したのである。

コンピュータ用語としての「アーカイブ」はコンピュータの中で、あまり目立たないところにひっそり掲示されている。図2は本稿ファイルのプロパティ詳細を開いたところだ。矢印の部分には属性の一つに「アーカイブ」

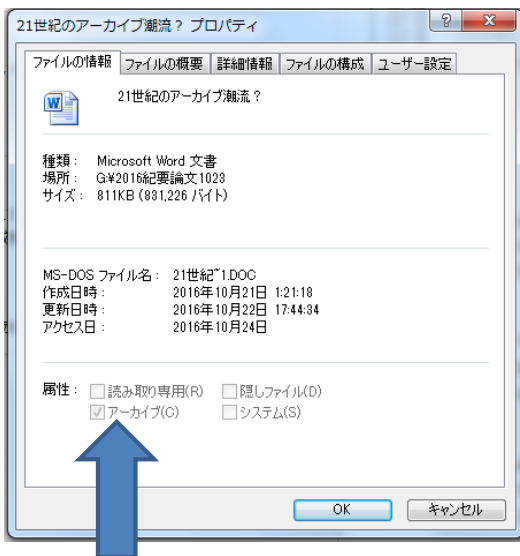


図2 プロパティに含まれる「アーカイブ」

」が掲げられている。これはパソコンで文書作成をする人はだれでも、いつも実はお世話になっているところであり、コンピュータの専門家に聞いたところでは、この「アーカイブ」は「保存する」ことを意味するのだそうだ。アーカイブする、つまり保存する、ということであり、キーボードの操作では「Ctrl」と「s」を同時

に押すということを意味する、とも聞いた。入力した情報が消えないように保存操作をする、それが「アーカイブ」という動詞なのだと教えられた¹⁰。

1990年代に入りコンピュータ用語としての「アーカイブ」が、文書館＝アーカイブの専門家とは無関係に広がり始めると、「アーカイブ」の意味が文書館だけでは収まらなくなってきた。更に、用語「デジタル・アーカイブ」が出現したのは、1998年である。デジタル・アーカイブとは月尾嘉男の和製英語で、コンピュータ用語としてのアーカイブとも違う意味を持つ。従来の公文書館コミュニティとも、コンピュータ技術コミュニティとも異なる分野の存在が臙げに見えてきた。

インターネットが本格的に普及した1990年代前半から中期にかけて、日本語のなかのカタカナ語としてのアーカイブの意味は大きく広がりはじめた。1990年代、『現代用語の基礎知識』『イミダス』などの年鑑類には、必ずその年に使われた用語の解説があった。アーカイブは、たいていその用語解説のトップにおかれていた。そこには、従来のアーカイブズの意味とともに、コンピュータ用語としてのアーカイブの説明もあった。

NHK アーカイブスの登場

今では誰でも知っている「NHK アーカイブス」は、2000年、NHK がスタートさせたテレビ番組名である。あまり知られていないが、もう一つのNHK アーカイブスが存在する。これは2003年2月にNHK が埼玉県川口市に開設した施設名をいう。NHK 総合テレビの番組名称「NHK アーカイブス」は、番組名称として日本社会に広く浸透した。但し「アーカ

10 拙著『アーカイブを学ぶ』（岩田書院、2007）15頁に、筆者が初めて参加した国際会議の席上、「アーカイビング」という英語の意味について意を決して質問し、ようやくアーカイブが動詞 archive、「保存する」の意味で用いられることを知った時のことを記した。

イブス」というカタカナ語の意味までは浸透しなかった。番組としてのNHKアーカイブスがスタートした5年後の2006年3月、国立国語研究所が発表したわかりにくいカタカナ語の言い換え提案リストに「アーカイブ」が盛り込まれた¹¹。このことは、21世紀初頭にアーカイブ（ス）の基本的な意味が伝わらぬままに、新たな意味を帯びてアーカイブの語が社会的に普及したことを示すと考えられる。

Ⅲ. 「アーカイブ」の拡張

「アーカイブ」の意味が広がり始めた20世紀末から21世紀初頭の時期、月尾嘉男が1996年に提起した和製英語の「デジタル・アーカイブ」が市民権を得はじめた。というのも「デジタル・アーカイブ」は政治的に普及が図られていたからである。自由民主党が2003年に出版した『日本再興への道—今こそIT革命だ—』には、明確に政策としてのデジタル・アーカイブによる経済浮揚を描かれている¹²。この本のまえがきを書いたのは麻生太郎、「今、e-Japanは第2期に入ったといわれている。これまでのインフラ整備中心のe-Japan戦略が第1期だとすると、これを有効に活用し、国民生活や産業競争力を向上させ、2006年以降も我国が世界最先端のIT国家であり続けるというコンテンツやソフト中心が第2期だ。」と、ITの推進が日本の経済を押し上げるとする論調だ。ここでは、文書館、公文書館を意味するアーカイブ（ズ）への視点は希薄で、ITの推進による経済浮揚のため、もっぱらデジタル・アーカイブの普及と多用に向けて政策立案の議論を進めていた模様だ。

11 国立国語研究所によるアーカイブの言い換え提案の内容は本稿末尾の「アーカイブ定義集成」No.20参照。

12 自由民主党政務調査会 e-Japan 重点計画特命委員会委員長＝麻生太郎編著『日本再興への道—今こそIT革命だ—』は、2003年9月発行。2002年6月13日開催のデジタル・アーカイブ小委員会第13回に出席した筆者が「記録管理院構想の提案～情報公開とアーカイブ制度整備のために～」の議題で報告を行ったことも記録されている。

自民党デジタルアーカイブ小委員会の「アーカイブ」定義

2002年6月27日、自民党政務調査会 e-Japan 重点計画特命委員会デジタルアーカイブ小委員会に『デジタルアーカイブ推進を目指して—誰にも身近なアーカイブを—中間報告素案』が提出された。報告書の表紙には、デジタルアーカイブという言葉が明確に定義されている。以下に引用する。

デジタルアーカイブ推進を目指して—誰にも身近なアーカイブを—中間報告（素案）

「アーカイブ（またはアーカイブス）」とは「公的な記録保管所」あるいは「時代を記録した貴重な映像や音声ソフトなどを保存し、活用する機能と場所」と定義されている。

「デジタルアーカイブ」は、デジタル技術やネットワーク技術などを駆使して、過去及び現在における様々の知的資産を「創造的に継承」し、「多角的に利用」することを可能にするようなシステム・社会基盤の総称であり、日本で独自に作られた言葉である。

デジタルアーカイブ白書とデジタルアーキビスト資格

デジタル・アーカイブという言葉が聞こえ始めたのは、1990年代後半のことであった。2000年になると、デジタル・アーカイブ推進協議会が設けられ、デジタル情報をインターネットを駆使して利活用するための方法論、制度等々がここで議論されるようになった。デジタル・アーカイブ推進協議会は通産省傘下の団体であった。企業がデジタル・データをいかに便利に使うかを考案するのが、この団体の目的のようだった。毎年、『デジタル・アーカイブ白書』が発行された。しかし、2005年デジタル・アーカイブ推進協議会そのものが活動を停止し、デジタル・アーカイブ白書の発行もそれで終わった。

翌2006年、特定非営利活動法人日本デジタル・アーキビスト資格認定機構¹³が設立された。ここでは、デジタルアーカイブを「有形無形の歴史・

13 <http://jdaa.jp/about-1.html>. 本部は岐阜女子大学におかれている。(2016-12-09確認)

文化資産などを対象に、デジタル方式で記録し、データベース技術を用いて保存、蓄積し、ネットワーク技術を用いて活用する」と定義し、デジタル・アーキビストは文化資料等のデジタル化についての知識と技能を持ち合わせ、文化活動の基礎としての著作権・プライバシーを理解し、総合的な文化情報の収集・管理・保護・活用・創造を担当できる人材をいうとしている。

国立国会図書館と国立公文書物のデジタル化事業

国立国会図書館では2001年から所蔵資料のデジタル化に着手した¹⁴。これは、アーカイブとは呼ばれることはなかった。しかし、保存すべき資料はデジタル化により、利用者にとってはより便利により身近に利用できるようになっていった。筆者もこの恩恵に浴し、大変に感動した。前後しつつ、国立公文書館のデジタル・アーカイブや、アジア歴史資料センターのデジタルによる公文書資料の公開が進捗している。この傾向を追いかけるように、今では全国の地方公文書館でもデジタル・アーカイブの提供を目指している。

公文書管理法

2009年に成立し、2011年4月1日に施行された公文書管理法（公文書等の管理に関する法律）は、「国立公文書館等」「歴史公文書等」「特定歴史公文書等」について定義している。いずれも「アーカイブ」を意識した用語である。また、この法律の検討過程では、「アーキビスト」「レコード・マネージャー」が専門職の名称として取り上げられた。

14 国立国会図書館トップ>国立国会図書館について>電子図書館事業>電子図書館事業の概要 <http://ndl.go.jp/jp/aboutus/dlib/project/index.html> (2017-01-05確認)

3. 1 1 復興構想7原則から国立国会図書館ポータル「ひなぎく」へ

2011年3月11日の東日本大震災は、津波により想像を絶する甚大な被害をもたらした。しかも、その津波が各地に襲いかかる様子がテレビ画面で実況放送された。多くの人はいくを見たと。そのこと自体、被災しなかったものにとっても大きなショックであった。

この甚大な被害を踏まえ、4月14日、東日本大震災復興構想会議の第1回会合が開催され、5月10日には「復興構想7原則」が策定された。続いて同年6月『東日本大震災復興構想会議 復興への提言～悲慘のなかの希望～ Towards Reconstruction “Hope beyond the Disaster” 平成23年6月25日』が発表された。この冒頭には復興構想7原則が掲げられている。その復興構想7原則の1には、「失われたおびたしい「いのち」への追悼と鎮魂こそ、私たち生き残った者にとって復興の起点である。この観点から、鎮魂の森やモニュメントを含め、大震災の記録を永遠に残し、広く学術関係者により科学的に分析し、その教訓を次世代に伝承し、国内外に発信する。」とあり、「震災の記録を永遠に残す」ことに重点が置かれたことがわかる。これを踏まえ、3.11の記録を永遠に残す＝（震災アーカイブ）プロジェクトが数多く立ち上がり、様々な活動が展開された。活動を記録した文献資料の発行はもちろん、デジカメで撮影された動画、静止画が多くのウェブサイトに掲載されていった。2013年3月7日、国立国会図書館はそれらを取りまとめ、『東日本大震災アーカイブ（ひなぎく）』を正式公開した。東日本大震災に関する音声・動画、写真、ウェブ情報等のデジタルデータや、関連する文献情報を一元的に検索・活用できるポータルサイトである。

筆者の着眼点は、名称に「アーカイブ」の語が用いられたポータルサイトであるところにある。保存したい情報源の検索サイトもまた、保存する意思を表すために「アーカイブ」の語が冠されたのであろうか。

アーカイブ立国宣言

2014年、デジタル・アーカイブに関する出版物がどっと世に出された(図3)。タイトルには、「文化情報学」、「デジタル・アーカイブの構築」、「オープン・アクセス」、「デジタル・データと著作権」などの文字が踊る。しかし、そこからアーカイブの実態が見えてくるのだろうか? タイトルにある「アーカイブ」「アーキビスト」の用語の定義がどこに置かれているのかが、あまり明確ではない。中でも、『アーカイブ立国宣言』は人目を引くタイトルである。そこにアーカイブの実態が見えるかどうかは別として、(「デジタル」を省略した)アーカイブが前掲の『日本再興への

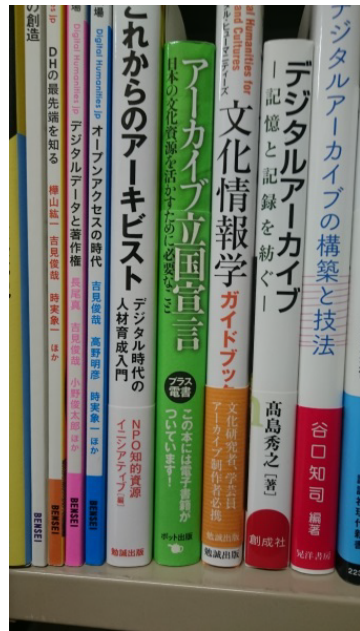


図3 2014年に出版された図書類

道—今こそIT革命だ』が描いたとおり経済を通して国を立てるといふ宣言がここで行われているとなれば、大いに関心をそそられる。

ICA ソウル大会2016

2016年9月7-9日の3日間、ソウルで開催された第18回 ICA 大会に参加した。ICA 大会は4年に一度、オリンピックの年に開催される。今回は総参加者数が2000人を超え、日本からの参加者66名と、大規模な国際大会であった。大会テーマには、「アーカイブズ、調和、友情：グローバル社会における文化的感受性、正義、連携の確保」が掲げられた¹⁵。併設

15 国立公文書館ホーム>お知らせ> ICA 大会のご案内 <http://www.archives.go.jp/news/20151214120256.html> (2016-10-06確認) ICA はアーカイブの国際 NGO。

の展示場には、企業ブースだけでなく、韓国政府各省庁や地方政府による出展が多くみられた。ここからは、大会を招致した韓国国家記録院の強い意気込みと国家的協力体制が見えた。

日本の国立公文書館も HP で早くからこの大会を紹介し、関係者に参加を促した。その中では、大会での発表は 9 項目分類して示されていた¹⁶。

1. デジタル時代のレコードキーピング
2. 協力
3. 正義、権利擁護、和解における記録及びアーカイブズの利用
4. グローバルなアーカイブズ界における調和と友情
5. アーカイブズ文化及び社会における多様性と調和
6. 韓国のアーカイブズ及び記録管理
7. 新任専門職
8. 2012年以降の ICA ネットワークの称賛すべき成果
9. 国立公文書館フォーラム

大会プログラムには各国別発表件数、ランチやコーヒープレーク、ディナーの場所と時間などの掲載があり便利した。9月8日のランチタイム、ディナーでは、全史料協会会長及び事務局担当者、副会長らと出会い記念撮影。9月9日にはセッション会場で国立公文書館関係者、日本アーカイブズ学会のメンバー諸兄諸姉にお目にかかった。ICA 大会では、日本にいてはなかなか会えない方々と会い気軽に話せるので、最近の動向把握にも便利である。また、9月8日には記録管理学会会員の橋本陽、元ナミ両氏の発表、9月9日には国立公文書館の福井仁氏による日本の公文書管理法についての発表、東京大学大学文書館の金子彩里香氏による福島原発事故とアーカイブに関する発表を拝聴した。大会会場には学生とも見える若者

16 国立公文書館ホーム>お知らせ>ICA 大会のご案内>大会プログラムはこちら
http://www.archives.go.jp/news/pdf/151214_04.pdf (2016-10-06確認)

の姿が多く、発表者は中堅や若手が多かった。9月7日には秋山淳子氏(札幌市公文書館)ら邦人5名が、Japan-Australia Bilateral Cooperation in Archival Processing for the Wartime Seized Company Records を発表した。

21世紀のアーカイブ潮流

前掲ICA大会発表テーマ9項目からも見えるように、最近では記録物¹⁷が社会の調和に果たす役割に世界規模で関心が集まっている。他方、デジタル時代といわれる今日の技術進展環境下で、記録の保存に加え、その公開利用提供を巡る技術への関心は高まるばかりだ。そうした21世紀的潮流は、具体的には、世界規模で20世紀的「アーカイブ(ズ)」観を脱却し、動詞「記録を保存する(こと)」≡アーカイブ(アーカイピング)、及び名詞「保存記録」≡アーカイブ(ズ)を個別に意識する傾向を明確にした。その結果だろうか、21世紀に入ってからの社会的技術的環境の変化の中で、アーカイブの意味が、世界規模でジワリと変化しているようだ。これは「アーカイブ」の拡張を実感させられるところである。

そうした潮流を象徴する発表があった。ICA人権ワーキング・グループのリーダー、Trudy H. Petersonの発表である。ピーターソンはSafe Heaven for archives at risk(亡失リスクあるアーカイブ資料の保全=セーフ・ヘブン)¹⁸のテーマで人権の観点から世界規模でアーカイブ資料を守る試みを紹介した。今回聞いた発表の中では、特に21世紀の新たなアーカイブ潮流を強く感じさせられたものであった。これは、既にボリビアの警察記録をデジタル化して永世中立国スイスにそのデジタルデータを保存し、内戦下のボリビアで警察との関わりの中で姿を消した多くのボリビア国民に関する記録を保全する、という実績があると

17 韓国語では英語の record, archives はどちらも「記録物」である。

18 前掲16では「危機に瀕したアーカイブズの避難場所」と訳出。

いう¹⁹。

21世紀に入り、韓国語でいう「記録物」²⁰が社会の調和に果たす役割はますます拡大している。今、その役割の拡大が著しいのは、企業資料である。20世紀までは「公」（おおよけ）の組織こそが記録物の発生から永久保存までを担うのが当然とされ、企業の場合は私的人格を根拠に記録物の保存管理はさほど強く求められることはなかった。しかし、21世紀を迎えた昨今、グローバル企業が情報流通保管保存にかんしては国家をはじめと

19 この事例は、9月22日、学習院大学の授業「記録保存と現代」のゲスト・スピーカーで、スイスのアーキビスト、クリスティナ・ビアンキの講演によっている。

しかしながら、このセーフ・ヘブン＝資料保全活動の中で、保全対象となったボリビア警察が保有する記録を、誰が、どのような方法でデジタル化したのか、そのデータはどのような手段と方法でスイスに持ち込んだのか、それが合法なのか否か、筆者は把握していない。ボリビアという国の主権を侵害するような方法で警察記録をデジタル化して国外に持ち出したのだとすれば、その実行者はボリビア政府にとっては犯罪者ないしはスパイと目されることもやむを得ないだろう。このエピソードからは、デジタル・データ持ち出し実行者の方がボリビア政府よりも国際社会の中では上位と目され、立場も強いことが垣間見える。しかし、例えば国連などのような「強大な権力と調整能力」に支えられた実行者であれば、一国の主権を侵すような情報持ち出しの実施は許されるのだろうか？今や、ウィキリークスのジュリアン・アサンジは、ヒラリー・クリントンの不利益情報を公開するかもしれないからと命を狙われているなどという、SNS情報が飛び交っている（2016.10.28付 SNS に流れた情報による）。アサンジの例を踏まえるなら、ボリビアにおけるアーカイブの資料保全活動の実行者には命を狙われるようなリスクがつきまとうだろう。

20 韓国の記録物管理法第2条：「記録物」とは公共機関が業務と関連して生産または受け付けた文書・図書・台帳・カード・図面・視聴覚物・電子文書などのあらゆる形態の記録情報資料をいう。

する「公」を凌駕しているといっても過言ではない²¹。

こうした世界状況を踏まえるなら、第18回 ICA 大会が掲げたテーマ9項目のうち、2. 協力、3. 正義、権利擁護、和解における記録及びアーカイブズの利用、4. グローバルなアーカイブズ界における調和と友情、及び5. アーカイブズ文化及び社会における多様性と調和、の4項目が21世紀的世界潮流を反映したものとみることができる。筆者はこの4項目にはそれぞれ次のようなアーカイブ哲学が包含されていると考える。

2. **協力**：セーフ・ヘブンのような、国家の主権を超越したアーカイブ資料保全を考えるなら、あらゆる関係者との協力は不可欠である。協力は紛争の反対語であり、争わず適切に妥協しつつ、穏やかな関係を保つことである。記録物それ自体は、物理的には決して強固ではないので、記録物を取り扱うには、平和的な環境が強く望まれる。

3. **正義、権利擁護、和解における記録及びアーカイブズの利用**：武力紛争や国家間、民族間のもめ事の調整には、過去にさかのぼってのあらゆる経過の確認と相互理解を積み上げていかなければならない。過去にさかのぼってのあらゆる経過を確認するには、利害関係者のすべてが、納得できる性格を帯びた記録にアクセスし、その解釈を現時点での共通理解として作り上げ、さらに仕上がった共通理解に対し関係者すべてが共通理解であることを確認する必要がある。このような作業をするには、利害関係者

21 グローバル企業が国家の枠組みを超えて企業活動を行おうとする動きの一例としては、TPP（環太平洋パートナーシップ協定）の交渉の中にみることができる。内閣府 HP ではこの傾向について次のように説明している。「TPP とは、環太平洋パートナーシップ（Trans-Pacific Partnership）協定の略で、太平洋を取り囲む国々の間で、モノやサービス、投資などが出来るだけ自由に行き来できるよう、各国の貿易や投資の自由化やルール作りを進めるための国際約束（条約）です。」「TPP で、外国企業が公共事業にたくさん参入しませんか？：日本は、WTO 政府調達協定（GPA）（※）に加盟しており、既に、国や都道府県・政令指定都市による一定額以上の公共事業等については、外国企業も日本企業と同じ条件で参入できるようになっています」（2013/06/11で日本政府が把握している情報に基づいたもの）内閣官房＞TPP政府対策本部＞TPP に関する Q&A <http://www.cas.go.jp/jp/tpp/q&a.html#7-6>（2016-10-28確認）

のすべてに関連する過去の条約や覚書といった記録物を根拠資料とすることになる。このような場合に根拠資料とすることができる記録物は、今日では多く公文書館や行政府の文書庫にアーカイブとして保存されている。だからこそ、正義、権利擁護、和解に向けた協議や活動にはアーカイブ資料たる記録物が欠かせない。

4. **グローバルなアーカイブズ界における調和と友情**：21世紀に入り、地球全体がネットワーク技術の進歩に支えられ時間距離が大幅に短縮された。その結果としてアーカイブズ界の人的交流も活性化著しい。この人的交流は、調和と友情の深化により一層隆盛を増す。

5. **アーカイブズ文化及び社会における多様性と調和**：国を筆頭とする各階層の政府はもちろん、企業や学校、宗教団体や医療機関、NPO/NGOなどの民間団体等々、あらゆる組織、あらゆる機関、あらゆる団体、そして「家」や個人もまた、日々の営みのなかで記録物を作成蓄積している。それぞれの組織、機関、団体、家、個人の個性により記録の作成や蓄積のありようは千差万別である。記録物とその蓄積のありようを「多様性」ととらえ、共有化のために多様性の中から共通項を見出し、相互理解につながるようにするのが、記録物を中心にすえた調和である。多様性の認識と共通項の発見による相互理解の深化は、記録物の科学的取扱い、さらには記録管理学体系化にもつながろう。

アーカイブ、残すということ

1985年秋、筆者は米国・テキサス州の大学アーカイブを訪問調査に訪れた。当時、ここでも大学アーカイブは整備途上であった。資料整備担当者であるアーキビストは、「何が何でも、保存することです。保存がなければその先の利用も研究もあり得ません。資料の存在がすべてです。保存されていれば、資料はいつの日か利用される可能性があります。資料を廃棄してしまったら、その段階ですべては終わります。」と熱く語りかけてくれた。案内された「大学アーカイブ」とは、数段分の書架に整理中の紙

資料が置かれている「ワークスペース」であった。「資料の存在がすべて」と熱く語るアーキビストの分厚いレンズの奥から注がれるまなざしは、その資料たちが包含する未来へのメッセージへの愛情でいっぱいだった。この愛情が「残す」ということを可能にしている、これがアーカイブの根源だ、と直感した。筆者にとってのアーカイブの原点というべきシーンであった。

記録管理院構想

「記録管理院」は筆者の造語である。1997年『月刊IM』2月号²²で記録管理院構想の図を公表した。当時、日本には文書の保存管理を統括する役所も部署も見当たらなかった。どちらかといえば偶然に助けられ残すことになったものの、保存管理と利用提供を行う窓口業務の場所として公文書館だけが「アーカイブ(ズ)」としてようやく少しずつ知名度を上げてきていたころであった。しかし、一旦目を海外に向ければ、途上国先進国を問わず、各国の「ナショナル・アーカイブ(ズ)」では通常、その国の文書の発生段階から文書の作り方、所在や存在確認のための手法、作成された文書が当初の目的を終えて完結したのちの保管や処分の実務作業とルールとの調整などを担当していた。だが、そのことは日本ではほとんど知られていなかった。

日本では文書は作成され所期の目的に使われた後は、完結文書となる。その後は保存期間満了とともに廃棄するとされていた。公文書管理法が施行され満5年経過後の今も、保存期間満了後の公文書館への移管割合は高くない。20年前の1997年当時は、公文書の発生総量と公文書館への移管量を比較する統計すら乏しかった。そんな当時の状況を何とか変える方法は

22 拙稿「連載・教養講座 - 10・最終回 文書館を知ろう 6. 日本の文書館の将来像(下)」『月刊IM』97-2月号p. 19-23; 1997年2月、画像情報マネジメント協会(現JIIMA)、東京。公文書管理法策定前夜の拙稿「文書基本法(案)と記録管理院構想—アーキビストの思い」(『公文書管理の法整備に向けて』第IV部第6章、商事法務、2007年2月)に再録。

ないかという筆者の「思い」が、記録管理院構想を考案させた。これに相当するのが役所としての「アーカイブ」であり、漢字文化圏に関しては、管見の限り類似の用語に韓国語の「記録院」、中国語の「档案局」「档案馆」がある。

「アーカイブは民主主義のツール」か？

「アーカイブは民主主義のツール」とはしばしばいわれる。だが、民主主義体制ではない国にもほぼ必ずアーカイブは存在する。それぞれの国のアーカイブの沿革は、その国自体の沿革と表裏一体をなしていることは珍しくない。

その国の社会政治体制の如何によらず、あるいはその組織の性質の如何を問わず、国や組織が活動している限り、記録物は日々生み出され、蓄積されている。日々蓄積される記録物は、その国や組織の方針・政策・社会的文化的慣習に従って保存され、または廃棄されていく。では、記録物はいつまで保存され続けられるのだろうか。

チカラあるものが記録を残す

力あるものが記録を残す、これは、民主主義のツールとしてのアーカイブ、という定評を突き崩す目線である。自明のことではあろうが、いかなる種類の権力であれ、その時々々の権力こそ、記録を残すチカラを持たなければならない。アーカイブは元来、統治の記録の集積であることを踏まえて、アーカイブ資料や、アーカイブ機関、アーカイブへの理解を深める必要がある。

民主主義の世界では、タミ＝民が主権者であるから、アーカイブはタミに公開され、共有されるべき情報資源であるべきである。だからアーカイブが民主主義のツールに見える。しかし、それならば民主主義でなかった時代、なぜアーカイブ記録は作られ、なぜアーカイブ記録は残ってきたのか。それは、古来から統治者又は統治組織は、記録を作っていたし、整然

と管理しようとしていたということである。つまり、どんな体制でも記録を作成し、管理することは統治のために必要な業務なのである。統治者がどれほどのチカラを持ち、そのチカラはどれほどの時間影響力を発揮し続けるのかにより、記録物の残り方がきまる。統治者または政権が影響力を及ぼし続けていられる限り、その記録もまた保持される。逆に統治者または政権が影響力を失うや、記録は統治者や政権の反対勢力の手に落ちる。統治の記録が失われるのは政権交代の際であることが少なくない。

記録の作成、保管、保存とその制度は、統治に不可欠

フランス国立文書館が近代アーカイブ機関の始まりと言われる所以はこれが国民のアクセスを認めたからにほかならない。つまり、記録の作成、保管、保存は、統治を行う権力者にとっては不可欠な営みであり、今日に伝わる様々な記録物は、こうした統治に関わる営みが時々記録され、蓄積されてきたものである。そして、アーカイブ資料となるべき記録はこれからも日々生成蓄積が続くものなのである。この記録の整然とした管理は約束事に基づいて行われるものである。整然とした管理を行うための約束事は権威に裏付けられた「制度」となり、関係者はこれに従わねばならない。制度の存在こそが記録の管理を継続的かつ具体的な手法、技法によって実施することを可能にする。

現在の国連関係機関（管見の限りではあるが、たとえば国際連盟、国際連合、ILO、UNESCO、UNHCR、WHO など）では、今も現用文書の作成と管理には、1920年前後に導入されたイギリス式のレジストリー・システムと呼ばれる文書管理「制度」を継承している。約100年前にすでに、現用段階では何らかの制度なしには日々生成される記録のコントロールが難しいとされていた。UNESCO や国際連盟事務局ではそのために作成段階からの文書登録と分類及び番号付与による文書の管理制度が導入され、今もこれが引き継がれている。なお、国連関係諸機関では、各機関がそれぞれ記録・アーカイブ管理担当部署を設け、現用記録の日常的なコントロー

ルから非現用記録の永久保存と対外アクセスまでの事務を引き受けている。これを確実に行うことで、国際機関はその運営の透明性を維持し、加盟国に対する説明責任を果たそうとしている。

同じように、世界各国とも公文書館を設け、それぞれの国の成り立ちから今日に至るまでの記録物を引き受け、保存し、業務上の必要や個人的な関心を持つ利用者に提供するという役割を果たしている。ヨーロッパ各地では、国全体のレベルのもののもとより、日本の制度でいうなら都道府県、市町村などの地方政府もまた、所管地域にかかわる記録を保存・公開する機関を設けている。アジア地域に目をやると、中国では檔案局、檔案館の制度がよく普及している模様だ。

アーカイブの国際 NGO、ICA 国際文書館評議会には、世界199か国から国立のアーカイブ機関や団体、個人など約1800人が加盟しているという。政治社会体制の多様性を乗り越え、この国際 NGO にこれほど多くの国が加盟しているのはなぜか。そこには、共通の関心事として「残す」ということがあるからに違いない。

文化のモノサシ

かつて筆者は「アーカイブは文化のモノサシ」と題する小文を書いた²³。なぜアーカイブは文化ノモノサシなのかというと、アーカイブはあらゆる分野、あらゆる国、あらゆる組織で発生する記録物であり、しかもそのありようがその分野、国、組織等々によりそれぞれに特色を備えているから。アーカイブはその意味で世界に共通する「残す」という意識、あるいは概念を具体的にどのように実現するかという独自性が発揮される分野だといえる。記録物のうちの何を残すのか、どのように残すのか、残されたものはどのように公開利用に供されるのか、制度はどうか、施設設備建物はど

23 拙著『世界の文書館』の「終章 文書館－文化のモノサシ」、岩田書院ブックレット5、岩田書院、2000

うか、職員はどうか、等々が、アーカイブ文化を測定するためのモノサシの目盛となっている。

むすび アーカイブのこれからについて

デジタル・アーカイブ構築とデジタル・メモリー構築

今、「アーカイブ」というカタカナ語は日本語として使われている。そこで付与される意味は、場面ごとに異なるといってもいいほど、間口が広い。中でも、デジタル・アーカイブ構築という表現は悩まされ続けている。アーカイブは文書、または文書館というのが最も古くから使われている意味内容である。コンピュータ用語としてのアーカイブは、情報を保存する（こと）を意味する。だが、デジタル・アーカイブ構築は、デジタル・アーカイブの定義が不安定なうえに、そうした「不安定」なものを「構築」ということなのかと、頭を悩ませていた。ところが、幸いにも本稿執筆中にこの悩みを一気に吹き飛ばし、その概念を明確化する講演を聞く機会に恵まれた。

2016年10月15日、中国人民大学情報資源管理学院馮惠玲教授は、学習院大学で講演した。演題は「デジタルメモリーとアーカイブズ資源開発—中国における現状を中心に—」、内容は、現在中国をはじめ世界各地で展開されている、日本では「デジタル・アーカイブ」プロジェクトとして紹介されている多くのプロジェクトを俯瞰し、評価を加えるものであった。馮教授は、図書館、博物館、公文書館はいずれも情報資源を所蔵するが、所蔵された情報資源はいずれも「不活性」のままであると決めつけた。そして中国人民大学では、これら不活性な資料群の中から、選び出した資料を組み合わせ、活性ある「ドキュメンタリー」を制作することをプロジェクトとして実施していると簡単な報告を行った。「ドキュメンタリー」を制作するには、どのような組織の階層に基盤を置くか、どのようなテーマを選ぶか、を考える。次にテーマが決まったらそれにしたがって図書館、博物館、公文書館が所蔵する資料を選び出し、ドキュメンタリーのあらす

じを決める。こうして、画像資料中心とした「デジタル・メモリー」を構築するのが、デジタル・メモリー構築プロジェクトなのである、とする説明がなされた。この説明を聞いて、日本で主として3.11以来、デジタル・アーカイブ構築といわれているデジタル画像コレクションの作成のことを連想した。デジタルの材料を使って、社会的な共有記憶を記録として取りまとめるといふのだから、その目指しているところは限りなく近い。

馮教授が描いて見せた「アーカイブズ資源開発」とは、研究者なり、特定のテーマを持つアーカイブ利用者が、図書館や博物館も含めて資料を横断的に渉猟し、その成果を踏まえて新たなデジタル著作物を作り出すこと、と理解できる。類似の手法をもちいたものでは、NHK『ファミリーヒストリー』という番組がある。有名人の先祖の足跡をたどり、現在の主人公とのかかわりを解明するものだ。解明される過去の事実との出会いは確かに面白いのだが、過去の事実の証拠がどのようにして見出されたのか、どのようにそれまで保存されていたのかについての調査結果の報告がほとんど見えない。この点、筆者には物足りない。

しかし、日本で近年盛んに取りざたされた MLA 連携にはほとんど触れることなく、中国各地で行われている、図書館や博物館、文書館の所蔵資料を適切に選び出し、新たな筋書きを組み立ててようとする各種「デジタルメモリー構築」プロジェクトは、「情報資源開発」事業そのものであることは言を俟つまい。記録物を組み合わせてデジタルを基盤にしたプログラムを作成する、これをウェブ上で提供する、という仕組みは、日本では各地の役所が主導する観光案内などに多く用いられている。馮教授の発表では、構築されたデジタル・メモリーの利用実績までは聞き漏らした。

「デジタルメモリー」（デジタル・アーカイブではなく）であれば、それを「構築する」、すなわち個人や社会が脳裏に保持する記憶を具体的なデジタル画像に表現し直し、これを社会的記録として共有できるようにウェブに掲示し、そこで保存の道筋を探る、という表現にプレはない。この用

語こそ、日本語でカタカナ語として、意味を伝えることが可能な言葉であることを、講演を聞きながら確信した。デジタル・メモリーの構築、既存の資料を使って、デジタル媒体を駆使して、あらかじめ決めた筋書に従ってドキュメンタリーを制作する。。。馮教授の講演は大変にわかりやすい上に、これまでの迷いを一気に払う「デジタル・メモリー」という、誠に明快適切な用語を教示されたことに、強い感動を覚えた。

「アーカイブ」に変わらぬ意味を

20世紀初頭から1970年代までの日本では、アルカイヴ、アーカイブはなじみのない外国語でしかなかった。1980年代に入り、公文書館法が成立したところに、アーカイブ（ズ）が公文書館関係者の間に少し浸透し始め、21世紀直前のころになるとデジタル・アーカイブが政府のIT戦略と景気浮揚政策のもとで多用され始めた。このような流れを見ると、21世紀の現在、アーカイブは景気浮揚のキーワードとして用いられ、普及浸透しつつあることが見て取れる。これからも、アーカイブは経済政策の波に乗ってより普及が図られていく可能性は高い。このような環境下で、その本来の意味を見失うことがないよう、切に願うものである²⁴。

元来、「アーカイブ」には、証拠性の高い記録物や情報資源の確実な長期保管という意味合いがある。近視眼的景気浮揚政策に踊らされたまま、「保存する」というアーカイブの本来の意味を置き去りしてはならない。必要な記録物を確実に未来に向けて保存し続ける機関、組織、及びそれを行うという動作、更には保存される記録物そのもの、これがアーカイブの

24 前掲1、塩川ブログ「アーカイヴ（アーカイブ）ということばについて」は「言葉の使い方が移り変わること、同じ言葉がさまざまに異なる意味で使われることは、言葉というものの宿命ともいべき現象で、「元来こういう意味だったこの言葉を、こんな意味で使うのは間違っており、けしからん」などというような発想を私はとらない。」としている。筆者は塩川の考えに同調したいと願いつつも「デジタル・アーカイブ」の語に感じる違和感と、馮恵玲が提示した「デジタル・メモリー」に表現される明快な意味内容に強く引き付けられるのを禁じ得ない。

変わらぬ意味として定着することを切に願う。(終)

【追記】

本稿提出後、別府大学の針谷武志氏から、「アーカイブ」の語の日本初出は広池千九郎編述『中津歴史』（明治24年12月発行）とのご教示を賜り、同書の画像を送信頂いた。更に筆者自身も国立国会図書館のデジタルコレクションで同書の存在、ならびにその14頁に「あーかいぶ」の語が2箇所あるのを確認した。針谷氏のご教示の、広池が日本で最初に紹介した「あーかいぶ」を本稿に反映できず誠に残念である。記して次の機会を待ちたい。

国会図書館デジタルコレクションの『中津歴史』のURL：<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/766710>（2016-11-24確認）

付録 アーカイブ定義集成 作成 小川千代子 2012.10.16

〔解説〕 これは筆者がアーカイブ（ズ）の定義を目にする都度、収集した資料の「アーカイブ定義集成」で、全部で21項目の「アーカイブ」「アーカイブズ」「アーカイブス」を収録している。その出典の年代は、1981年の出版物からの引用が最も年代としては古い。アーカイブ定義の収集に力を注いだ時期が20世紀末から21世紀初頭だったため、21項目のうち19項目は1990年代後半から2000年代前半のものとなっている。21項目は、アーカイブが社会的に定着してきたものの証左として採録したヤフーニュースに掲載されていた電子情報である。

1. 情報・知識imidas1999（イミダス）集英社、1999年、カタカナ語

アーカイバー：複数のファイルを一つのファイルにまとめたりもどしたりするソフトウェア。ディレクトリーを含められるものもある。

アーカイブ：①公文書保管所。記録保管所。②複数のファイルを一つにまとめたり、圧縮したりしたファイルのこと。

2. 朝日現代用語知恵蔵1998 朝日新聞社、1998年、外来語・略語

アーカイブス：公文書、公文書館

3. 99-2000年版パソコン用語辞典 技術評論社、1999年

アーカイバルファイル：記録ファイルを意味し、特に大容量や複数のファイルを圧縮して作ったファイルをいう。ファイルの記憶容量も小さくてすみ、転送時間が特に少なくてすむのが大きな利点である。このようなファイルの作成と復元（展開または解凍という）のためのツールをアーカイバーという。

アーカイブ：①公文書保管庫などを意味するが、ここではいくつかのファイルをまとめた一つのファイルを指す。圧縮されるのが普通である。これをアーカイバルファイルともいう。②インターネットでは、公開されたファ

イルの保管庫（サーバー）を指し、保管庫の場所をファイル検索システムarchieで特定する。

4. 最新2002年版 標準パソコン用語事典 秀和システム第一出版編集部、2001年

アーカイバ archiver：複数のファイルを一まとめにする機能を持つソフトウェアの総称。UNIX での [tar] (type archiver)が有名。一般にはファイルをまとめるだけでなく、ファイルの圧縮と展開（解凍）機能を持つソフトウェアの総称で、圧縮解凍ツールなどとも呼ばれる。圧縮することで記録容量を節約することが出来、転送時間も少なくなる。特に圧縮機能を持つソフトウェアを圧縮アーカイバという。

アーカイブ archive：もともとは記録保管所、公文書などといった意味だが、複数のファイルを一つにまとめること。また一つにまとめたファイルのこと。書庫ともいう。

アーカイブファイル archive file：バックアップや配布を目的として、複数のファイルをひとまとめにしたファイルであり、多くの場合、可逆圧縮されている。データ圧縮は記録容量が小さくてすむことや、転送時間を節約できることなどの利点がある。複数のファイルを一つにまとめた（アーカイブ）ファイルで、書庫ファイルなどとも呼ばれる。

アーカイブ属性 archive attribute：バックアップ作業後に新規作成されたり、内容が更新されたファイルに付与される属性。BACKUP コマンドなどにより、選択的にファイルがコピーされると共に、実行時に自動的に消去されるファイルに付随する情報（ファイル属性）の一つ。

5. 文書館用語集 文書館用語集研究会編、大阪大学出版会 1997

アーカイブズ：①史料、記録史料。②文書館（もんじょかん）。③公文書記録管理局（こうぶんしよきろくかんりきょく）。④コンピュータ用語では、複数のファイルを一つにまとめたり圧縮したファイルのこと。

アーカイバー：ファイルを圧縮し、複数のファイルを一つにまとめたものを作るのに用いるソフトウェア。

アーカイブファイル：ファイルを圧縮し、複数のファイルを一つにまとめたもの。

アーキビスト：記録や史料の管理または図書館の運営のために専門家として配置されている人。アメリカではしばしばマニュスクリプトキュレータの意味でも用いられる。

6. 初めて学ぶ文書管理 門倉百合子編著、ミネルヴァ書房、1996年、92 頁

アーカイブズとは、行政機関や企業、団体、個人において、その活動及び機能の遂行によって蓄積された記録群、文書群を永久に保存し、未来の人類へ引き継ぐこととなったものを言う。(中略) アーカイブズは「人類の共同相続財産」であるといわれている。

7. 記録管理と法務 アカウンタビリティへの対応 抜山勇・作山宗久著、 ぎょうせい、1997.12、巻末用語集

アーカイブズ：歴史価値があり長期保存が必要な文書を収集・保管し利用者にサービスを提供する施設。

8. OA 導入の前に読む本 壺阪龍哉著、ダイヤモンド社、1981年

アーカイバル 企業の存続する限り、長年にわたって保存しておかなければならない歴史的価値のある記録類のことで、アーカイバルファイル、またはアーカイバルレコードを意味する。例えば、社史編纂資料などはその代表的なものである。またアーカイブはアーカイバルファイルが保存されている場所のことを意味する。

9. 記録史料学と現代 安藤正人著、吉川弘文館、1998年、8頁

アーカイブズ、すなわち記録史料と文書館は、現代社会の中で次の二つの役割を担っている。ひとつは過去と現在そして未来—すなわち“時間を超えて人をつなぐ架け橋”としての役割である。二つは人と人、国と国、地域と世界—すなわち“空間を超えて人をつなぐ架け橋”としての役割である。抽象的な表現だが、記録史料という歴史情報資源の活用によって、時空を超えた人類の相互理解を促進することこそが記録史料保存の目的だと考え、これを“アーカイブズの思想”と呼んでみたのである。

10. NHK アーカイブズ 2003年2月オープン パンフレット 2002年、
表紙

アーカイブズ【Archives】 英語で記録所、保管所の意味。時代を記録した貴重な映像やテキストなどを保存し、活用する機能や施設を示す世界の共通語。

11. デジタルアーカイブ推進を目指して—誰にも身近なアーカイブを—中
間報告（素案）

平成14年6月27日自由民主党政務調査会 e-Japan 重点計画特命委員会デ
ジタルアーカイブ小委員会 表紙

「アーカイブ(またはアーカイブズ)」とは「公的な記録保管所」あるいは「時代を記録した貴重な映像や音声ソフトなどを保存し、活用する機能と場所」と定義されている。

「デジタルアーカイブ」は、デジタル技術やネットワーク技術などを駆使して、過去及び現在における様々の知的資産を「創造的に継承」し、「多角的に利用」することを可能にするようなシステム・社会基盤の総称であり、日本で独自に作られた言葉である。

12. 熊本県本渡市教育委員会 平成14年7月25日文化財講演会のチラシ
最下段

…アーカイブズは「人類の共同相続財産」である…

13. ISO15489=JIS0902 の「アーカイブ」定義 2003年3月 日本規格協会

- a) 個人または組織が作成・収受したあらゆる媒体・形式の記録であつて、歴史を証するため半永久的に保存するもの
- b) a) の保存・利用のための施設
- c) 組織全体の記録の管理をもつばら統括する部署・部門。

参考 一般にアーカイブは、次のいずれかである。

- a) 個人又は組織が作成・取得したあらゆる媒体及び形態の記録で半永久に保存するもの。
- b) a) の保存及び利用施設。
- c) 組織全体の記録の保存管理を専ら統括する部署及び部門

14. 柏書房『アーカイブズの科学』オビ

アーカイブズとは、将来に渡り保存する価値のある史料を指し、記録をコントロールする専門知をも意味する。

15. 『デジタルアーカイブ白書2004』はじめに

(日本) 政府が2003年7月に発表した「e-Japan 戦略Ⅱ」で…先導的取り組みの対象…7分野のひとつ、「知」におけるインフラとして位置づけられているのがさまざまなアーカイブ、デジタルアーカイブです。

16. 坂口貴弘「書評 『アーカイブズの科学』(上・下)『創価教育研究』第6号2005年3月

アーカイブズ…簡単に言えば、長期間保存されてきた記録、あるいは長期間保存されるべき記録」という意味である。

17. 『情報メディア研究』第2巻第1号2004年3月、シンポジウム質疑応答記事p.128

アーカイブというのは、長期間が経過してもなおかつ同じように読み解けるということを前提として記録を保存し続けていく仕事(小川発言)

18. 武邑光裕『記憶のゆくたて デジタル・アーカイブの文化経済』(東京大学出版会2003) p.6

物質から真理を還元し、そこから離脱することによって得られた電子の記憶庫がデジタルアーカイブである。ここに託されるべきものは神話としての無責任な森ではなく、明確に未来に資する森である必要がある。

19. 古賀崇『記録管理, アーカイブズ, レコードキーピングをめぐる情報源案内』

記録管理とアーカイブズは、当面の出版 (publication) を前提としない記録 (record) を取り扱うという点で、密接に結びついた概念である。また、近年では記録管理 (records management) とアーカイブズ管理 (archival administration) とを統合した概念として、「レコードキーピング」ということばもオーストラリアを中心に用いられている。もっとも、英語圏の文献を見る限りでは、これら記録管理、アーカイブズ、レコードキーピングは完全に独立した領域とは言い難い。つまり、図書館や博物館の領域においてもこれらに関する論考が現れているし、ビジネス、法律、医療といった専門領域においてもこれらの論考が現れている。これに基づけば、記録管理、アーカイブズ、レコードキーピングはあらゆる学問・専門領域の基盤を形成するものと言えるが、それゆえに情報源が拡散しており、「この情報源を見ればすべてがカバーできる」とは言い難い状況にある。

http://research.nii.ac.jp/~tkoga/recordkeeping_guide.html (2006-10-18 確認)

20. 国立国語研究所『「外来語」言い換え提案 一分かりにくい外来語を分かりやすくするための言葉遣いの工夫― 第1回～第4回 総集編』平成18年3月 国立国語研究所「外来語」委員会 中の「アーカイブ」
http://www.ninjal.ac.jp/gairaigo/Teian1_4/iikae_teian1_4.pdf#search=%E3%82%A2%E3%83%BC%E3%82%AB%E3%82%A4%E3%83%96+%E5%9B%BD%E8%AA%9E%E7%A0%94%E7%A9%B6%E6%89%80 (2012-10-16確認)

1. アーカイブ

言い換え語 保存記録 記録保存館

用例

- ★古いもの^{アーカイブ}の保存記録として残し、情報として蓄積していくべき。
- ★委員会は資料の保存と活用の両面から、京都でどのような^{アーカイブ}記録保存館が最適かを、来春めどに決める。

意味説明

個人や組織が作成した記録や資料を、組織的に収集し保存したもの。また、その施設や機関。

手引き

- ものを指す場合、単に「記録」「資料」と言い換える方が分かりやすい場合もある。歴史資料の場合は「史料」と言い換えることもできる。
- 施設や機関を指す場合、国や自治体が公文書を保存・管理するものは「公文書館」、企業などが文書を保存・管理するものは「文書館」と言い換えることが適切になる。歴史資料の場合は「史料館」と言い換えることもできる。
- 一般には、「アーカイブ」の語形が多く用いられるが、専門語としては「アーカイブズ」の語形が用いられることもある。
- 「ライブラリー」[⇒159 p.169]が、図書をはじめとする資料を収集し

閲覧に供するためのものであるのに対して、「アーカイブ」は、記録や資料を記録媒体にかかわらず長期に保存するためのもの。対象物や目的に応じて、言い換え語を工夫したい。

○ 公的な機関が、記録や資料、施設の名称に「アーカイブ」を用いる場合は、説明を付与するなどの配慮が必要である。

その他の言い換え語例

記録 資料 史料 公文書館 文書館 資料館 史料館

複合語例

デジタルアーカイブ = 保存電子資料 電子資料館

フィルムアーカイブ = 保存映画資料 映画資料館

21. ヤフーニュース>トピックス>バックナンバー>アーカイブ

Yahoo! JAPAN のトップページで取り上げたトピックスをバックナンバーとアーカイブとして掲載しています。

http://backnumber.dailynews.yahoo.co.jp/?m=7662623&e=seshu_giin (2012-10-16確認)

<アーカイブという言葉が、一般に定着してきたことを示す事例として採録した。>